

社会福祉法人長崎ボランティア協会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎ボランティア協会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬等とは報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員には報酬を支給することができる。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とし、理事会の決議を経て、支給額を定める。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事及び監事が理事会、評議員会並びに評議員選任・解任委員会等の会議等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。
- 3 評議員選任・解任委員が当該委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営の

ための業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合についても第 3 条にある報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第 7 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表 2 により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、当該施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より改定する。

この規程は、令和 7 年 6 月 日より改定する。

別表 1 役員等報酬

	月額報酬(1人)	報酬額の決定
常勤役員報酬	200,000 円 ~ 400,000 円	常勤役員をおいた場合においては上限を超えない範囲で 理事会にて定めるものとする。 (報酬等総額は理事 30,000,000 円、監事 10,000,000 円を 超えないものとする。)

役員等報酬（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事の出席報酬等	3,341 円	実費相当額
監事の出席報酬等	3,341 円	実費相当額
評議員の出席報酬等	3,341 円	実費相当額
評議員選任・解任委員会の出席報酬等	3,341 円	実費相当額
上記のほか、法人・施設業務のための勤務報酬等	5,568 円	実費相当額

別表 2 旅費等（日額）

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他必要経費（旅費等）
実 費	20,000 円	10,000 円（宿泊） 8,000 円（日帰）	実費相当額